

家畜共済診療点数表改定の経過

- 1 現行の家畜共済診療点数表（以下「点数表」という。）は、25年度にその改定の考え方について食料・農業・農村政策審議会へ諮問し、農業共済部会及び家畜共済小委員会での調査審議を経て、同審議会から答申された内容に基づき、告示（食料・農業・農村政策審議会平成26年3月26日付け農林水産省告示第466号）された。
- 2 上記1の家畜共済小委員会の調査審議において、継続審議とされた以下の事項については、次の点数表改定に向けて必要な調査を行うこととされた。
 - （1）腔検査の新設
 - （2）食道異物除去の増点規定の新設
 - （3）難産介助の適用範囲の見直し
 - （4）鎮静術の適用範囲の拡大
 - （5）再診の適用範囲の拡大
- 3 このため、点数表改定のための資料を得ることを目的として、都道府県の家畜診療所及び開業等診療施設へ、毎年、実施している「病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（以下「実態調査」という。）に合わせ、上記2の継続審議事項について調査を実施したところである。
- 4 当該実態調査結果に基づき、継続審議に係る調査事項をとりまとめたものが資料5 - 1から5 - 5である。また、種別及び備考の見直し等に関し診療実態、意見等及び必要に応じて行った調査をとりまとめたものが資料5 - 6から6 - 4である。
- 5 なお、改定される点数表は平成29年度から適用することとしている。